

事 務 連 絡  
平成28年5月31日

地方厚生（支）局医療課  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料及び医療機器保険適用希望書（希望区分B）に  
記載する機能区分コードについて」の一部改正について

標記については、今般、「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件」（平成28年厚生労働省告示第238号）が公布され、平成28年6月1日から適用されることに伴い、「特定保険医療材料及び医療機器保険適用希望書（希望区分B）に記載する機能区分コードについて」（平成28年3月4日事務連絡）を次のように改正し、平成28年6月1日から適用することとしたのでお知らせいたします。

記

別表Ⅱ区分071に次のように加える。

（3） カスタムメイドプレート

B00207103

「特定保険医療材料及び医療機器保険適用希望書（希望区分B）に記載する機能区分コードについて」の一部改正について

改 正 後

現 行

(別表)

(別表)

Ⅱ 医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及び機能区分コード

| 機能区分 |                         | 機能区分コード |     |    |    |  |
|------|-------------------------|---------|-----|----|----|--|
| 071  | カスタムメイド人工関節及びカスタムメイド人工骨 |         |     |    |    |  |
| (1)  | カスタムメイド人工関節             | B002    | 071 | 01 |    |  |
| (2)  | カスタムメイド人工骨              |         |     |    |    |  |
| ①    | カスタムメイド人工骨（S）           | B002    | 071 | 02 | 01 |  |
| ②    | カスタムメイド人工骨（M）           | B002    | 071 | 02 | 02 |  |
| ③    | カスタムメイド人工骨（L）           | B002    | 071 | 02 | 03 |  |
| (3)  | カスタムメイドプレート             | B002    | 071 | 03 |    |  |

Ⅱ 医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及び機能区分コード

| 機能区分 |                         | 機能区分コード |     |    |    |  |
|------|-------------------------|---------|-----|----|----|--|
| 071  | カスタムメイド人工関節及びカスタムメイド人工骨 |         |     |    |    |  |
| (1)  | カスタムメイド人工関節             | B002    | 071 | 01 |    |  |
| (2)  | カスタムメイド人工骨              |         |     |    |    |  |
| ①    | カスタムメイド人工骨（S）           | B002    | 071 | 02 | 01 |  |
| ②    | カスタムメイド人工骨（M）           | B002    | 071 | 02 | 02 |  |
| ③    | カスタムメイド人工骨（L）           | B002    | 071 | 02 | 03 |  |
|      | (新設)                    |         |     |    |    |  |